

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証について

被保険者証が変わります。

新しい被保険者証（若草色）について
7月下旬に、ご自宅に郵送（簡易書留）させていただきます。
ピンク色の被保険者証は、8月1日以降ご使用することができません。
新しい被保険者証（若草色）が届けば、ピンク色の被保険者証は役場町民福祉課に返却するか、または破棄してください。

〈住民税非課税世帯に属する被保険者が入院するときは……〉
世帯全員について住民税が非課税の場合、入院の際に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を病院の窓口へ提示すると、食事代が減額されます。
認定証の交付を受けるには、申請が必要です。認定証が必要な場合は、町民福祉課へ申請してください。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。
原則7月中旬頃に保険料額及び納付方法の通知を役場から送付します

○保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

$$\text{均等割額 } 36,800 \text{ 円} + \text{所得割額 (総所得金額等※-33万円) } \times 6.83\% = \text{年間保険料 (限度額50万円)}$$

※総所得金額等とは

- 各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- 遺族年金や障害年金は収入に含みません。
- 各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は適用されません。

○保険料の軽減措置

- ◆所得の低い世帯に属する方に対する軽減
【均等割の軽減】
所得が低い世帯に属する方は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)	9割	3,680円
33万円以下	8.5割	5,520円
33万円+世帯主を除く被保険者数×24.5万円以下	5割	18,400円
33万円+被保険者数×35万円以下	2割	29,440円

【注1】世帯は4月1日（年度途中で資格取得された方は資格取得日）時点での状況で判定されます。
【注2】65歳以上の方の年金所得は通常の公的年金控除以外に15万円を控除し計算されます。
【注3】事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

【所得割の軽減】

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等-33万円）が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。（収入が年金のみの方の場合、153万円を超え211万円以下の方が対象となります）

- ◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった方に対する軽減
被保険者均等割額を9割軽減し、所得割は賦課しません。

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。
該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、お手数をおかけしますが、役場町民福祉課にお知らせください。

○保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な方（概ね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請を行っていただくことにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。（役場町民福祉課にご相談ください）

○保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。

※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い種類の年金から天引きされます。

- ◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書10月以降の年金支給月ごとに天引きさせていただく額を通知します。
特別徴収の徴収月

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法

$$\text{10月・12月・2月の年金天引き予定額} = \text{平成22年度決定保険料額} - \text{4月・6月・8月の年金天引き額}$$

- ◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- ◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます
口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。（すでに変更の申請をされた方や引き続き年金天引きを希望される場合は申請の必要はありません）
なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

後期高齢者健康診査について

6月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付しました

- 目的 生活習慣病（糖尿病など）の早期発見のため
 - 対象者 8月31日までに被保険者になられる方
 - 受診期間 7月から11月までの間
 - 受診場所 病院・診療所など
 - 受診方法 6月下旬に送付した受診券等をご覧ください。
 - 自己負担額 住民税課税世帯の方 500円 住民税非課税世帯の方 200円
- ※5月～8月に被保険者になられる方には、8月以降に受診券を送付します。

問い合わせ先 三重県後期高齢者医療広域連合事業課 059-221-6883・6884 町民福祉課 377-5652